

2027年国際園芸博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務 仕様書

1 業務名称

2027年国際園芸博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）は、2027年国際園芸博覧会（以下「本博覧会」という。）にて、公式ガイドブックの企画・編集・制作および出版業務を予定している。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、本博覧会の公式ガイドブックとして、公式ならではの情報や読み物、写真などを多く盛り込み、幅広い年齢層に本博覧会がどういったものかわかりやすく且つ魅力的なものであることが伝わるような公式ガイドブックの出版を行うことを目的とする。また、公式ガイドブックが多くの読者の目に触れることで、機運を高め、来場者の満足度向上および本博覧会への深い理解と来場促進を図ることを期待し、企画提案公募により受託事業者を募集する。

3 契約期間

契約締結日から2028年2月29日（火）まで

4 業務内容

本業務は、受注者において、本博覧会の各出展内容をはじめ、関連する案内情報などを記載した公式ガイドブックの企画、編集、制作および出版業務を内容とする。

5 委託料

本業務の委託料は、受託者が販売する成果物の売上高から、受託者が本業務の実施に要した経費を差し引いた差額とする。

ただし、経費を差し引いた差額がマイナスとなっても、協会はこれを補填しない。

6 基本条件

（1）公式ガイドブック企画・編集・制作・出版業務

ア 企画立案・デザイン・レイアウト・編集・執筆・校正・印刷・製本・出版及びこれらの工程管理

イ 公式ガイドブックの販売企画

ウ 公式参加者や各出展内容の資料収集、担当者への取材および情報収集

エ 本博覧会の公式参加者、出展者などへの資料提供や取材の依頼は、受注者の責任において連絡・調整を行うこと。なお、公式参加者や出展者などの連絡先については、協会から提供を行う。

オ 受注者は、校了前に、少なくとも2回は協会による原稿内容のチェックを受けること。協会が

ら訂正および変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

カ 公式参加者の内容や主催者展示、Village出展、テーマ営業出店、花・緑出展、プロジェクト協賛事業など本博覧会に関する各事業並びにチケットの購入方法や各出展施設の予約方法、アクセス、イベント情報、レストラン情報など来場者サービスに関する内容を掲載すること。なお、その他の特集記事についても、協会と協議のうえ掲載を認めることから、公募の際には、取材を伴う特集記事の掲載なども提案すること。

キ 公式ガイドブックの形式は一般的なガイドブックの形式にとらわれず、さまざまな提案も認める。

(例) ハンディ版、子ども向け、インバウンド向け、テーマ別に特化した複数冊からなるもの、漫画形式など

ク 公式ガイドブックの企画では、電子書籍の企画も合わせて提案すること。

ケ 協会IPを使用し、本博覧会の機運醸成に資するようなデザイン性のある公式ガイドブックとすること。なお、公式ガイドブックの出版にあたり、協会IPの利用については、2027年国際園芸博覧会マスターライセンスオフィス(以下「2027ML0」という。)と別途、サブライセンス契約を締結する必要がある。なお、サブライセンス契約に関しては、2027ML0サイト(<https://expo2027mlo.jp/>)内「2027年国際園芸博覧会ライセンスングプログラム」を参照すること。

コ 販売価格も含めた販売方法や販売促進のためのプロモーション(書店営業や広告出稿など)、流通経路なども提案すること。なお、流通経路については、幅広い販売ルートが設けられるよう、受託者側にて調整を行うこと。

(2) 公式ガイドブックの概要

ア サイズはB5サイズを基本とするが、その他のサイズも提案可能とする。

イ ページ数は200ページ程度とすること。ただし、内容に合わせて変更可能とする。

ウ ユニバーサルデザインに配慮した色彩およびフォントを用い、各ページのレイアウト等について工夫すること。

エ 作成するガイドブックの使用言語は、日本語版および英語版の2種類とする。また、外国語版は、必ずネイティブチェックを行うこと。なお、外国語版の発行スケジュールについては、協会と別途協議の上決定することとする。

オ 販売開始時期は本博覧会の開幕日までとし、具体的な日時については協会と協議の上決定することとする。

カ 表紙・裏表紙にはコート紙を使用し、裏表紙に証紙、JAN、価格を印刷対応等にて表示すること。また、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容の理解に努め、これを遵守すること。

キ 公式ガイドブックには会場マップを掲載すること。なお、使用する会場マップのデータは協会から提供する。また、必要に応じて受注者において受注者加工・編集を行うことも認めるが、事前に協会の承認を得ること。

ク 公式ガイドブックの販売場所としては、一般書店のほか、会場内・外のオフィシャルストア及び、オフィシャルオンラインストア(以下「公式ショップ」という)も予定している。受注者

は、受注者自ら各販売事業者との商談を行い、販売場所を決定すること。協会が販売場所を確約するものではない。また、公式ショップ以外（書店や自社のECサイト等）での販売を希望する場合は、協会および2027ML0と協議の上、承認を得ること。

ケ 公式ガイドブックの出版部数について提案すること。

コ 総合賠償責任保険に加入し、協会および2027ML0を被保険者に追加すること。

サ 広告を掲載する場合の範囲について全ページ数の2割程度までとし、協会および2027ML0と協議の上、決定すること。

シ 協会は、完成した公式ガイドブックを購入することを想定しているが、詳細は、別途協会及び2027ML0と協議すること。

7 公式ガイドブック刊行までの手続き

本項目の以下（1）～（3）の業務については、「6 基本条件（1）公式ガイドブック企画・編集・制作・出版業務 ケ」に示す2027ML0とのサブライセンス契約を締結した上で遂行すること。

（1）デザイン審査

ア 協会および2027ML0は、協会IPの使用方法についてガイドラインに適合しているか確認し、修正が必要な場合は、受注者に修正を依頼することができ、受注者は修正したデザイン案を協会および2027ML0に提出しなければならない。

イ 協会および2027ML0は、協会IPの使用方法がガイドラインに適合していることを確認した際には、受注者に承認の通知を行う。

（2）試作品審査

ア 受注者は協会および2027ML0からデザイン審査の承認を受けたときは、デザイン案に基づき作成した試作品を協会に提出すること。

イ 協会および2027ML0は、提出された試作品がデザイン案に基づいて作成されているかを確認し、それらを満たしているときは、受注者に承認の通知を行う。

ウ 協会および2027ML0は、必要な場合には試作品の修正を受注者に求めることができ、受注者は修正した試作品を協会および2027ML0に再提出することとする。協会および2027ML0は、試作品を受注者に返却しない。

（3）完成品サンプルの提出

ア 受注者は、完成品サンプルを協会および2027ML0へ提出する。

イ 協会および2027ML0は、提出された完成品サンプルを受注者に返却しない。

8 協会IP使用权

（1）協会および2027ML0は、受注者に対し、受注者が製造する公式ガイドブック等に協会IPを使用する権利（以下「協会IP使用权」という。）を本業務で必要とされる範囲で許諾する。

（2）協会IPに係る商標権、意匠権、著作権その他の知的所有権は、全て協会に帰属するものとし、受託者は、これに異議を申し立てない。

（3）受注者は、協会IP使用权に係る権利の全部又は一部について、これを第三者に再許諾し若しくは譲渡し又は担保に供する等一切の処分を行うことができない。

（4）次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると協会が判断した場合には、協会は、協会IPの使用

許諾を取り消し、または撤回することができる。

ア 本博覧会の成功に資すると認められないとき

イ 協会IPの使用目的が明らかでないとき

ウ 環境保護やSDGs（持続可能な開発目標）の観点から相当でないと明らかに認められるとき

エ 特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがあるとき

オ 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあるとき

カ 不当な利益を上げるために利用されるおそれがあるとき

キ 品質、性能等に関して客観的な効用が明らかでないとき

ク 商品の販売先が明らかでないとき

ケ 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき

コ その他、協会IPの使用が不適切であるとき

9 協会IP使用权の許諾の有効期間

（１）協会IP使用权の許諾は、契約の終了とともに消滅する。

（２）協会は、協会IP使用权の許諾の有効期間中に、本契約上の協会の地位を第三者へ承継できるものとし、受注者はこれに異議を申し立てない。

（３）協会IP使用权期間の延長は、協会（協会の本契約上の協会の地位が継承されている場合は当該承継人者）および受注者が協議の上、書面による合意により延長することができるものとする。

10 印刷業者への印刷委託

（１）受注者は、印刷業者に公式ガイドブック等を印刷させる場合には、事前に協会の承認を得なければならない。

（２）受注者は、印刷業者に対して、公式ガイドブック等を印刷させる場合には、受注者自らの厳重な監督および品質管理の下で、その印刷を行わせなければならない。

（３）受注者は、第三者の印刷業者に対して、公式ガイドブック等を印刷させる場合であっても、本仕様書に定める義務を何ら免除されるものではない。

11 成果物

（１）受託者が、本業務の実施に際し、事業者等に求められる成果物は、次のとおりである。

ア 公式ガイドブック

イ その他協会が個別に出版を認めたもの

（２）（１）に記載の成果物の販売期間は、少なくとも本博覧会閉幕日の2027年9月26日までとし、それ以降については協会と別途協議することとする。ただし、在庫を廃棄する際はSDGsの観点に配慮して判断することとする。

（３）（１）に記載の成果物に記載された著作権は、協会に帰属する。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は、協会及びその指定する者の必要な範囲で協会及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

12 その他

(1) 機密保護・個人情報保護

ア 本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用し、受注者は第三者に開示又は漏洩してはならない。受注者は、そのために必要な措置を講ずるものとする。

イ 本業務の遂行の過程で得られた記録等を含む成果物を協会の許可なく第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

ウ 本業務の遂行のために協会が提供した資料およびデータ等は、本業務以外の目的に使用しないこと。これらの資料およびデータ等は、本業務終了までに協会に返却すること。

エ 本業務の実施における個人情報保護等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を充分認識し、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

オ 本業務に従事する者に対して事前に個人情報保護の教育訓練を行うこと。

(2) 公式ガイドブック等の著作権は、協会に帰属する。

(3) 本仕様書に定めのない事項および不明点については、協会と受注者で協議の上決定する。